

令和4年第1回（3月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 17 号	人権擁護委員候補者の推薦について ······	1P
議第 18 号	小田辺地に係る公共的施設総合整備計画について ······	2P
議第 19 号	滝馬川河川整備工事の請負契約について ······	3P
議第 20~22 号	公の施設の指定管理者の指定について ······	5P
議第 23 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について ······	7P
議第 24 号	宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ······	9P
議第 25 号	宮津市個人情報保護条例の一部改正について ······	13P
議第 26 号	宮津市消防団条例の一部改正について ······	15P
議第 27 号	宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について ······	18P
議第 28 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について ······	20P
議第 29 号	宮津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について ······	42P
議第 30 号	宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部改正について ······	44P



議案参考資料
令和4年3月定例会

議第17号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7名のうち、3名の任期(3年)が6月30日で満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦について議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏名	生年月日	住所	任期	その他
木村 佳子	昭和28年7月13日	溝尻276-1	令和4年7月1日 ～ 令和7年6月30日	再任 (現在1期目)
森垣 孝子	昭和29年2月14日	島崎2039		
矢谷 宣弘	昭和45年2月27日	波路町2317		新任

◆参考(在任中の委員)

氏名	任期
泉 和美	令和3年1月1日～令和5年12月31日
関野 揭司	令和4年1月1日～令和6年12月31日
森島 順子	令和3年1月1日～令和5年12月31日
本藤ひとみ	令和2年1月1日～令和4年12月31日

◆提案の根拠法令(人権擁護委員法)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課 人権啓発係(45-1615)

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第18号

小田辺地に係る公共的施設総合整備計画について

区分

計画

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に基づき、小田地区における道路整備の財源に辺地対策事業債を充当していくため策定している「辺地総合整備計画」が、令和3年度末で期限を迎えることから、引き続き小田地区における安全な社会基盤整備を図るために、新たに計画を策定するもの。

◆提案の概要

辺地	内容	計画期間
小田	道路整備事業 (小田辛皮線・寺屋敷線)	令和4年度～令和8年度

【参考】

辺地とは、「交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて住民の生活文化水準が低い山間地、離島その他のへんぴな地域」のこと。

こうした地域間格差の是正を図ることを目的に制定された「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、「辺地総合整備計画」を定めた市町村については、辺地対策事業債により財政上の支援を受けられることとなっている。

○宮津市内で辺地となる地域

7地域(小田、世屋、波見、田原、日ヶ谷、島陰、新宮)

○辺地対策事業債 充当率100%、元利償還金の80%が交付税算入

【政策等の背景・提案までの経過】

○小田辺地は、市の最南端に位置し、8集落が山地を隔てて散在する山間地域であり、集落間を横断する市道は、1車線で幅員も狭小であり、かつ、落石の危険性も高いことから、道路改良を行うことにより、生活基盤の向上を図るもの。

○現計画

小田辺地に係る公共的施設総合整備計画 (H29.3月策定)
内容：道路整備事業（小田辛皮線・寺屋敷線）
計画期間：H29～R3

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 平成29年～令和2年まで
事業費25,643千円（辺地対策事業債24,800千円充当）
- 令和4年度予算
事業費15,400千円（辺地対策事業債15,400千円充当予定）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 15,400千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	一	担当課・係	添付資料
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり	財政課 予算係 (45-1610)	

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第19号	滝馬川河川整備工事の請負契約について	区分	その他
-------	--------------------	----	-----

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 契約の目的 滝馬川河川整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 152,718,500円
- 4 契約の相手方 宮津市字鶴賀2166番地
宋徳建設株式会社
代表取締役 安田洋一

◆工事概要

滝馬川の流下能力不足を解消するため断面拡幅等の工事を実施する。

- 整備区間 L=142m (全体計画L=477m)
- 工事期間 議決を得た日の翌日～令和5年3月20日

◆参考

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の
工事又は製造の請負とする。

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・滝馬川周辺地域の浸水被害（床上・床下浸水）
H16.10台風23号・H25.9台風18号・H29台風18号、台風21号・H30.7月豪雨、台風24号
- ・平成30年8月滝馬川改修促進委員会発足
- ・宮津市国土強靭化地域計画策定(R1.12)

【市民参加の状況】

- ・平成29年浸水被害以降、地域と意見交換を実施
- ・滝馬川改修促進委員会と意見交換等を重ね計画策定

【政策等の効果及び費用】

- ・浸水被害の軽減と地域住民の安全・安心の確保

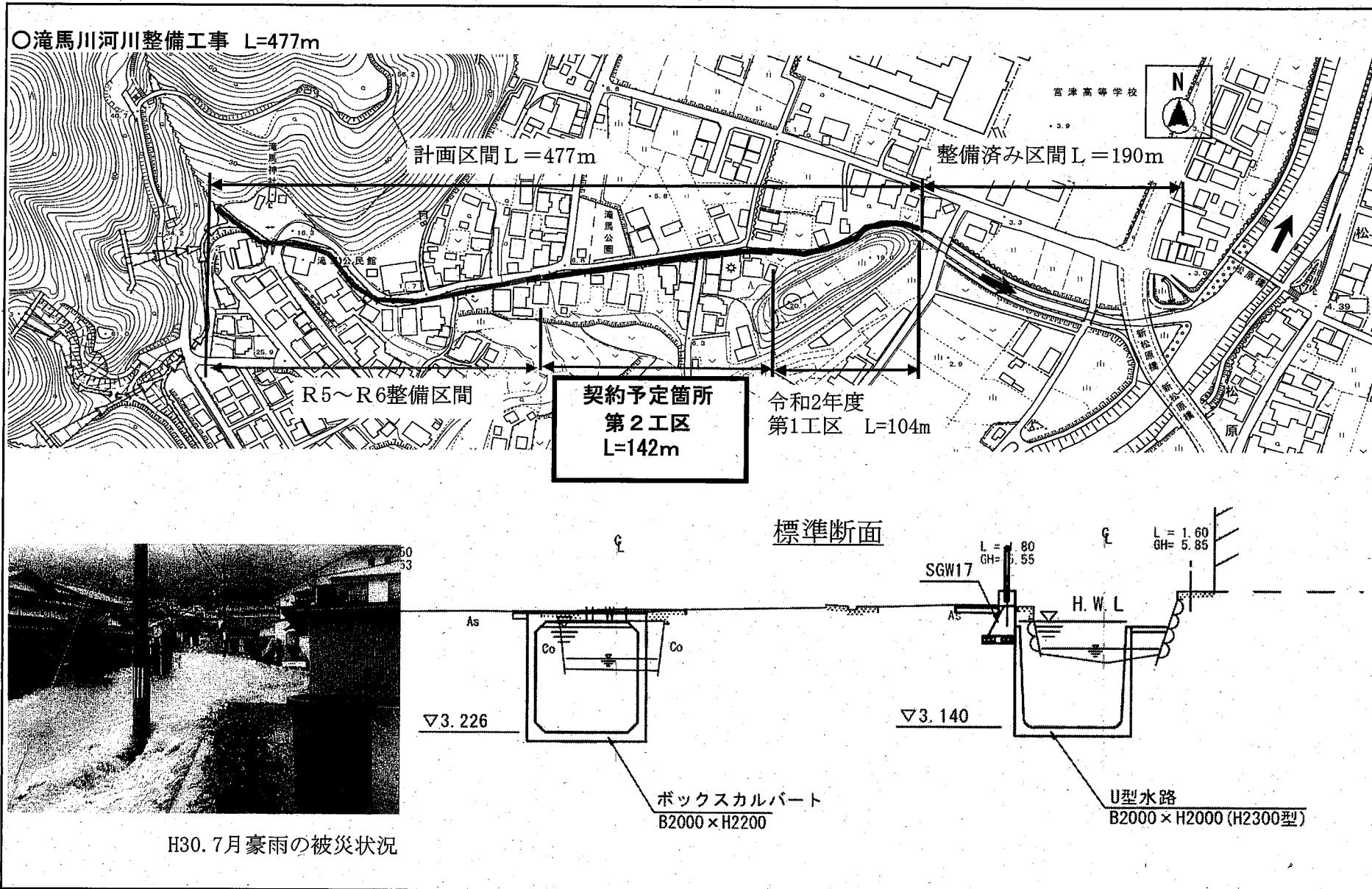
■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 200,000千円
(内債務負担100,000千円)

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—	担当課・係	添付資料
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり	土木管理課 土木係(45-1629)	・工事概要書

工事概要書



議案参考資料
令和4年3月定例会

議第20号～
第22号

公の施設の指定管理者の指定について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和4年3月末で指定期間が満了する5施設と新規に指定管理者制度を導入する1施設の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

○指定管理施設、指定管理者及び指定期間：
「指定管理者指定施設一覧」のとおり

◆提案の根拠法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

【政策等の背景・提案までの経過】

【背景】

平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。

【経過】

R3.9～11：「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設及び新規に指定管理者制度を導入する施設について、選定方法（公・非公募）、指定期間等を決定

R4.1 : 指定管理者の候補者の募集

R4.2 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—
----------	---	--------	---

担当課・係

添付資料

財政課 資産活用係 (45-1611)

指定管理者指定施設一覧

■指定管理者指定施設一覧

施設名	現在の状況等			令和4年度以降の方針				所管部
	導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	
1 宮津運動公園								
2 宮津市民体育館	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(過不足額を精算)	
3 みやづ歴史の館								
4 宮津市中央公民館								
5 宮津市地域ささえあいセンター	非公募 (規則第2条第2号)	(福)宮津市社会福祉協議会	3年間	非公募 (規則第2条第2号)	(福)宮津市社会福祉協議会	5年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(不足は補填しない。余剰は減額。)	健康福祉部
6 前尾記念クロスワークセンター MIYAZU	—	—	—	公募	(株)FoundingBase	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	企画財政部

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。
ただし、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(公募の例外)

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に關係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第23号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

財政健全化に向けた取組及び第2期行財政運営指針に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の減額措置期間を1年間延長するもの。

◆提案の概要

○減額措置内容

	(本来の給料月額)	(引下げ後)	(引下げ率)
市長	900,000円	→ 720,000円	△20%
副市長	730,000円	→ 584,000円	△20%
教育長	660,000円	→ 528,000円	△20%

○減額措置期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

○給料カットの経過

区分	年度	市長	副市長 教育長	一般職員			議員
				6級管理職	5級管理職	3・4級	
行革大綱2006	H18～H21	△20%	△15%	△10%	△7.5%	△10%	
	H22	△20%	△15%	△10%	△7.5%	△6%	△10%
財政健全化計画2011	H23～H27	△25%	△20%	△10%	△8%	△5%	△4%
	H28	△25%	△20%	△5%	△3%	—	—
	H29	△25%	△20%	△5%	△3%	—	—
	H30	—	—	—	—	—	—
財政健全化に向けた取組み	R1～R2	△20%	管理職手当△50%	—	—	—	
第2期行財政運営指針	R3～	△20%	管理職手当△50%	—	—	—	

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 △7,804千円
(財政健全化に向けた取組み以降4年間の市長等特別職給料カット累計 △31,217千円)

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト —

テーマ別戦略 —

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

第1条関係

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表	改 正 案
<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料は月額 720,000 円とし、副市長の給料は月額 584,000 円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>		<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料は月額 720,000 円とし、副市長の給料は月額 584,000 円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第2条関係

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表	改 正 案
<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間、第 3 条の規定にかかわらず、給料は月額 528,000 円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>		<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間、第 3 条の規定にかかわらず、給料は月額 528,000 円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第24号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和3年8月の人事院報告「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を受け改正される人事院規則等に準拠し、本市においても所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

○非常勤職員の育児休業及び部分休業取得要件の緩和
・「引き続き在職した期間が1年以上」 → 廃止

○育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

- ・妊娠・出産等を申し出た職員への育児休業制度周知・休業意向確認
- ・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備）

◆施行日

令和4年4月1日

<参考>

別途規則において規定

- ・不妊治療休暇の新設
- ・非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の新設、
産前・産後休暇の有給化

【政策等の背景・提案までの経過】

R3.8.10: 令和3年人事院報告

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」として、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正及び休暇・休業等に関する措置に係る人事院規則改正について意見の申出。

R4.4.1: 人事院規則等施行予定

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

府内各自治体においても同様の改正が行われる予定

【第7次宮津市総合計画】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び <u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>（ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ (略)

ウ (略)

(部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ (略)

ウ (略)

(部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(削る)

(削る)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知せるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第25号

宮津市個人情報保護条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

「個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「統計法」の改正等に伴い、本条例の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

- 引用法律の変更（第2条第5号）

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

→「個人情報の保護に関する法律」

- 引用条項の変更（第30条第1項第1号）

統計法第52条第1項→統計法第52条

◆施行日

令和4年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 令和3年5月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）公布（R4.4.1施行分）
 - ※個人情報の保護に関する法律の一部改正
 - ※独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止
 - ※統計法の一部改正

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
----------	---

テーマ別戦略	—
--------	---

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 情報推進係（45-1602）

・新旧対照表

宮津市個人情報保護条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等 <u>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u> 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等 <u>（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 第2条第9項
(適用除外) 第30条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法 <u>第52条第1項</u> に規定する個人情報 (2)・(3) (略) 2・3 (略)	_____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。 (適用除外) 第30条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法 <u>第52条</u> に規定する個人情報 (2)・(3) (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第26号

宮津市消防団条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

R3.4消防庁通知(消防団員の報酬等の基準の策定等について)を踏まえ、消防団員の水火災等災害出動の負担及び貢献度を考慮し、年額報酬及び災害出動手当を引き上げる。また、消防団員数の実情に応じた団員定数に見直す。

◆提案の概要

○年額報酬の引上げ

	現行	改正案	R4.1.1
団長	105,000円	105,000円	1人
副団長	67,000円	69,000円	3人
分団長	61,000円	61,000円	11人
副分団長	31,000円	45,500円	14人
部長	27,000円	37,000円	35人
班長	20,500円	37,000円	62人
団員	18,500円	36,500円	181人
支援隊員	5,000円	5,000円	50人

・各階層の報酬を交付税単価を満たすよう引上げ

○災害出動手当の引上げ

	現行	改定案
災害出動	2,500円	4,000円

○団員定数の引下げ

	現行	改正案	定数比	R4.1.1
正規団員	370人	310人	△60人	307人
支援隊員	60人	50人	△10人	50人
合計	430人	360人	△70人	357人

※参考 退職報償金掛金…19,200円/年/人(前年10月1日の条例正規団員定数)

災害補償掛金…1,900円/年/人(前年10月1日の条例合計団員定数)

◆施行日 令和4年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H31.4 宮津市消防団条例の一部改正（災害出動手当の引上げ、訓練等手当の引下げ、団員定数の引下げ等）
- ・R3.4 消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁通知）

【市民参加の状況】

- ・令和4年1月1日現在 357名の市民が消防団員として活動
(R2実績…火災等災害出動6回、訓練等出動451回)

【政策等の効果及び費用】

- ・年額報酬の引上げ…4,711千円増/年（予算額ベース）
- ・災害出動手当の引上げ…1,500千円増/年（予算額ベース）
→ 消防団員の待遇の改善
- ・消防団共済掛金の削減…△1,285千円/年（R5から）

【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・R3.4消防庁通知を踏まえて近隣自治体も該当条例を改正予定。

担当課・係

消防防災課 消防防災係(45-1605)

添付資料

・新旧対照表

宮津市消防団条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
(定員)	(定員)
第7条 消防団員の定数は、 <u>430人</u> とする。	第7条 消防団員の定数は、 <u>360人</u> とする。
2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。	2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 正規団員 <u>370人</u>	(1) 正規団員 <u>310人</u>
(2) 支援団員 <u>60人</u>	(2) 支援団員 <u>50人</u>
3・4 (略)	3・4 (略)
(報酬等)	(報酬)
第16条 消防団員には、次により報酬を支給する。	第16条 消防団員には、次により報酬を支給する。
団長 年額 105,000円	団長 年額 105,000円
副団長 年額 <u>67,000円</u>	副団長 年額 <u>69,000円</u>
分団長 年額 61,000円	分団長 年額 61,000円
副分団長 年額 <u>31,000円</u>	副分団長 年額 <u>45,500円</u>
部長 年額 <u>27,000円</u>	部長 年額 <u>37,000円</u>
班長 年額 <u>20,500円</u>	班長 年額 <u>37,000円</u>
団員(正規団員) 年額 <u>18,500円</u>	団員(正規団員) 年額 <u>36,500円</u>
団員(支援団員) 年額 5,000円	団員(支援団員) 年額 5,000円
	2 消防団員が水火災その他の災害の職務に従事したときは、1回につき 4,000円の出動報酬を支給する。ただし、従事した時間が4時間を超え

(費用弁償)

第17条 消防団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により 費用弁償を支給する。

- (1) 水火災その他の災害の場合 1回につき 2,500円
- (2) 警戒の場合 1回につき 2,500円
- (3) 訓練等の場合 1回につき 1,000円

2・3 (略)

るときは、4時間を超える部分につき1時間までごとに1,000円を加算する。

(費用弁償)

第17条 消防団員が 訓練等の職務に従事したときは、1回につき1,000円の費用弁償を支給する。

(削る)

(削る)

(削る)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案参考資料 令和4年3月定例会	議第27号	宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】		
◆提案の趣旨・目的 株式会社日本政策金融公庫等による年金担保貸付事業の廃止に伴う消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（基準法）の一部改正により、所要の改正を行うもの。		• H22. 12. 7 年金担保貸付事業の廃止を閣議決定 (2度の貸付条件の変更等段階的に事業規模を縮小) • R2. 6. 5 改正基準法の公布 • R4. 3. 31 年金担保貸付事業の新規申込受付を終了 • R4. 4. 1 改正基準法の施行		
◆提案の概要 基準法の改正に伴い、消防団員の損害補償年金等の受給権を、株式会社日本政策金融公庫等に担保に供することができる旨の規定を削るもの。		【市民参加の状況】		
◆施行日 令和4年4月1日		【政策等の効果及び費用】		
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】		
重点プロジェクト	—			
テーマ別戦略	—			
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料	
		消防防災課 消防防災係 (45-1605)	・新旧対照表	

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>(削る)</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第28号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案内容の主旨・目的

京都府より令和4年度分の国民健康保険事業納付金及び標準保険税率が示されたこと、また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されることから、国民健康保険税の課税額及び減額の規定等について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 市町村標準保険税率に基づく国民健康保険税率の改定

R3				R4				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円
後期分	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円
介護分	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円
計	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円
前年度比	▲0.8%	▲0.5%	▲2,600円	▲2,200円	+0.8%	+3.2%	+3,100円	+1,300円

【参考】	都道府県単位化前		
平均保険税額	H29当初	H30当初	R1当初
1人当たり	91,097円	76,940円	87,155円
1世帯当たり	149,657円	124,074円	137,111円

	R2当初	R3当初	R4当初	前年度比
	87,779円	78,850円	86,758円	+7,908円
	137,081円	120,513円	132,959円	+12,446円

2 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置

- 少子化対策として「子育て世帯の経済的負担軽減」の観点から、未就学児の保険税均等割額を軽減するもの。

対象：全世帯の未就学児

内容：未就学児に係る保険税の均等割額の5割を軽減するもの。

負担割合：国1/2、府1/4、市1/4

◆施行日 令和4年4月1日

基本施策	重点戦略	担当課・係	添付資料
		税務・国保課 国保年金係(45-1616)	<ul style="list-style-type: none"> 新旧対照表 宮津市国民健康保険税条例の一部改正の概要

宮津市国民健康保険税条例の一部改正の概要

1 市町村標準保険税率に基づく国保税率の改定＜推移＞

都道府県単位化前(H29)				H30				R1			
区分	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円
			前年度比	▲3.8%	+4.1%	▲4,400円	▲9,900円	+0.8%	+8.6%	+5,600円	+3,900円

R2				R3				R4			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
5.6%	28.4%	24,000円	17,100円	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円
2.2%	11.0%	9,300円	6,600円	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円
2.2%	13.9%	11,100円	5,600円	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円
10.0%	53.3%	44,400円	29,300円	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円
+0.5%	▲3.1%	+700円	+100円	▲0.8%	▲0.5%	▲2,600円	▲2,200円	+0.8%	+3.2%	+3,100円	+1,300円

2 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置の影響

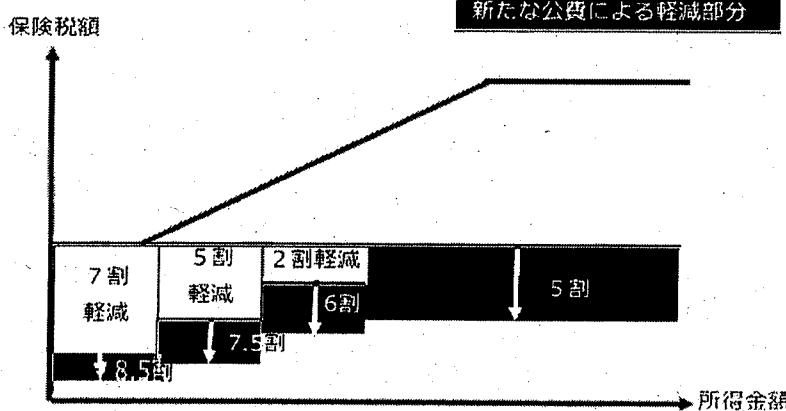
改正前

国民健康保険制度の保険税は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割・資産割)に応じて設定し、その上で、低所得世帯に対して、応益分の軽減(7・5・2割軽減)を措置。

改正後

改正前の軽減措置に加え、新たに子ども(全世帯の未就学児)の均等割保険税を軽減。

【軽減イメージ】



※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
(国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条 の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条 第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合 計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の4.9</u> を 乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条 の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条 第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合 計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.5</u> を 乗じて算定する。
2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る_____資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、 土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。） に <u>100分の25.6</u> を乗じて算定する。	2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、 土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。） に <u>100分の28.7</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>21,</u> <u>100円</u> とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>23,</u> <u>600円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 14,800円

(2) 特定世帯 7,400円

(3) 特定継続世帯 11,100円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、
基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100

分の11.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の15.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,300円とする。

分の11.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(2) 特定世帯 3,150円

(3) 特定継続世帯 4,725円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,700円とする。

(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納稅義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納稅義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ

いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,770円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,360円
(イ) 特定世帯 5,180円
(ウ) 特定継続世帯 7,770円

いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,200円
(イ) 特定世帯 5,600円
(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,580円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,910円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,990円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,510円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,410円

(イ) 特定世帯 2,205円

(ウ) 特定継続世帯 3,308円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円
(イ) 特定世帯 3,700円
(ウ) 特定継続世帯 5,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円
(イ) 特定世帯 1,650円
(ウ) 特定継続世帯 2,480円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,850円

(3) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円
(イ) 特定世帯 4,000円
(ウ) 特定継続世帯 6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,150円
(イ) 特定世帯 1,575円
(ウ) 特定継続世帯 2,363円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,050円

(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,960円
(イ) 特定世帯 1,480円
(ウ) 特定継続世帯 2,220円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円
(イ) 特定世帯 1,600円
(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,260円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,140円

(イ) 特定世帯 630円

(ウ) 特定継続世帯 945円

才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,220円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,060円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

險者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人に
ついて次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7,905円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,975円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,580円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に

係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第

に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する特例適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す

る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、

る条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の

「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」

2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、
第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

は「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適

特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 (削る)

用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料

令和4年3月定例会

議第29号

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市デイサービスセンターせんごくは、高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として設置し、平成18年9月末までデイサービス事業を運営してきたが、現在は休止している。 今般、宮津市公共施設再編方針に基づき、デイサービスセンターとしての用途を廃止し、施設全体を養老地区公民館として有効に活用する。</p>		<ul style="list-style-type: none">平成6年3月末 デイサービスセンターせんごく（公民館との複合施設として）完成平成6年6月～ デイサービス事業として社会福祉法人成相山青嵐荘が平成18年9月末まで運営平成18年10月～ デイサービスセンターせんごくを休止
<p>◆提案の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・宮津市デイサービスセンターせんごくの廃止		<p>【市民参加の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年2月：養老地区、日ヶ谷地区への説明
<p>【所在地等】 宮津市字岩ヶ鼻38番地（土地面積 1,906.68m²）</p> <p>【施設の構成等】 建築年月 平成6年3月、経過年数 28年 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 962.87m² 1階：デイサービスセンター 516.34m² 2階：養老地区公民館 446.53m²</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p>
<p>◆施行日 令和4年4月1日</p>		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>
【第7次宮津市総合計画との整合】		
重点プロジェクト	—	
テーマ別戦略	健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり	
		担当課・係
		社会福祉課 地域福祉係(45-1618)
		添付資料
		・新旧対照表

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案										
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として、宮津市老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターせんごく</td><td>宮津市字岩ヶ鼻38番地</td></tr> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターはまなす苑</td><td>宮津市字由良1289番地の1</td></tr> </tbody> </table> <p>第2条～第9条（略）</p>	名称	位置	宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地	宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として、宮津市老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターはまなす苑</td><td>宮津市字由良1289番地の1</td></tr> </tbody> </table> <p>第2条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1
名称	位置										
宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地										
宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1										
名称	位置										
宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1										

議案参考資料
令和4年3月定例会

議第30号

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

民間活力による都市公園の再生・活性化を推進するための制度である公募設置管理制度（Park-PFI）の活用に向けて、民間事業者の参入意欲を高めるため、建ぺい率の特例に係る改正を行うもの。

<参考>

公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において飲食店、宿泊施設等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度

◆提案の概要

都市公園法第4条第1項ただし書中の条例で定める範囲に「公募対象公園施設である建築物を設ける場合」及び「屋根付広場等高い開放性を有する建築物を設ける場合」における都市公園の建ぺい率の上限に係る特例を設ける。

		改正前	改正後
通常の建ぺい率		2% (2ha以上は5%)	2% (2ha以上は5%)
特 例	休養施設等	+10%	+10%
	公募対象公園施設		
	高い開放性を有する建築物		+10%
	仮設公園施設	+2%	+2%

◆施行日

令和4年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

地域経済力が高まるまちづくり

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成23年8月 都市公園法改正
(設置等の基準を地方公共団体の条例に委任)
- 平成25年3月 宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例制定
- 平成29年6月 都市公園法の改正（Park-PFIの創設）
- 令和3年11月 Park-PFIの導入に向けたサウンディング調査
- 令和4年度～ Park-PFIの導入に向けた民間事業者への個別ヒアリング等

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 都市公園の質の向上
- 公園利用者の利便の向上
- 公園管理者の財政負担の軽減

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

◆Park-PFI活用自治体

- 京都市（大宮交通公園）
→建ぺい率の上限に係る特例制定済み（平成30年9月）
- 舞鶴市（舞鶴赤れんがパーク）
→建ぺい率の上限に係る特例制定済み（令和3年6月）

担当課・係

添付資料

都市住宅課 都市計画係（45-1630）

・新旧対照表

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
(公園施設の設置基準) 第3条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、都市公園の敷地面積が2ヘクタール以上のものにあっては、100分の5とする。	(公園施設の設置基準) 第3条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、都市公園の敷地面積が2ヘクタール以上のものにあっては、100分の5とする。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 <u>令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第4項に規定する範囲とする。</u>
4 (略)	4 (略)
	5 <u>法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する範囲とする。</u>
	6 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>